

クラウドクレジット株式会社

2019年12月13日

ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2号~9号

運用状況についてのご報告

表記ファンドに関しまして、すでに一部ローンにおいてジョージアの資金需要者からの返済に遅延が生じている旨は報告させていただいておりますが、その後の状況とリストラクチャリングに伴う分配を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

事業の概要

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社はエストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）にジョージアラリ建てで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、（案件①）マイクロローン事業者ファンドシリーズで貸付先となっている小口融資事業者（B社）グループのジョージア（旧グルジア共和国）子会社（L社）に対して貸付を行うとともに、（案件②）Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージアの会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行うファンドです。

案件①の資金需要者の変更のお知らせ

2019年5月に、ジョージア国内法規制の変更に伴う影響をうけ、B社グループからの申し出を受け、本ファンドの資金借入人を当初の債務者であるL社から、別のB社グループ会社であるGA社に移管しました。また、L社が債務をGA社に移管した後も、GA社の債務返済を保証するという Guarantee Agreement の締結も同時に行っております。当社としては、投資家のみなさまに過大な信用リスクを負わせることにはならないと判断し、上記の借入人の変更を受け入れました。

この発端となった規制変更に関しては、2018年7月以降、現地ジョージアにて貸金業者を監督している中央銀行が、貸金業者の資本金要件の引き上げ等の規制強化を進めており、業界全体で事業に対する逆風となっております。

ローンの延滞状況および今後の見通し

本レポート作成時点（2019年10月17日）におきましては、2号から7号にかかるローンにおいて期日を過ぎても返済がなされず遅延が生じております。本ファンドシリーズ1号に関しましては、当初

返済期日には返済が行われなかったものの、債務不履行の期日（貸付満期日から 30 営業日）を前に遅延にかかる利息および損害金を含め全額返済が行われましたが、2 号および 3 号への返済については債務不履行の期日を過ぎており、それを受けて現在 GA 社及び L 社とローンのリストラクチャリングの調整を開始しております。

弊社対応としては、まず、GA 社及び L 社は貸付債権並びに未収税金（還付見込み）を主とする相応の資産を保持していることを財務諸表等より確認を行い、GA 社及び L 社は資金回収が行われ次第、順次返済を行う姿勢であることを確認しております。また、今後の資金回収の手段として、①GA 社及び L 社が負っている債権の第三者への売却も検討しているほか、②当社は親会社である B 社とも GA 社及び L 社に対する一時的な流動性供給の検討を依頼しました。

弊社投資管理部の社員が 7 月 5 日に B 社グループの本部があるロシアに赴き B 社グループの CEO と面談を行いました。B 社グループ CEO は、現時点で GA 社及び L 社は、手元流動性は不十分であるものの、弊社グループに対する返済を履行するに十分な資産は有していると認識しており、返済の意思はあること、また状況によっては GA 社及び L 社が負っている債権の第三者への売却も検討していることを確認いたしました。ただし、債権の売却となると大幅なディスカウントでの売却となってしまう可能性もあり、慎重な議論が必要であるということを確認しました。

また、同社員が 10 月 2 日にジョージア・トビリシ市にある L 社オフィスにて L 社・GA 社の社長とミーティングを行いました。そのミーティングにおいて、

- 現在 L 社は、新規制への対応手続きとして、ジョージア中央銀行（National Bank of Georgia）から付与されているマイクロファイナンス・オーガニゼーション・ライセンスを返上したうえでローン・オリジネーション・エンティティ・ライセンスという別のライセンスを申請していること
- 当該ライセンス変更手続きを法的に定められた手続きに沿って行う上でジョージア中央銀行が Liquidator（清算人）を任命して L 社の資産負債状況を精査していること
- Liquidator の精査にて特段の問題が見つからなければ本年 11 月にはローン・オリジネーション・エンティティライセンスが付与される見込みであること
- 一方で Liquidator は精査終了まで L 社に対して理由の如何を問わずに出金を認めないルールであること

を説明されました。その後、ジョージア中央銀行のオフィスにて L 社 Liquidator とも面接を行い、上記認識が正確であることも確認しました。GA 社は、GA 社が L 社に対して保有している債権の返済金を当社エストニアグループ会社への返済原資に使っているため、L 社に新たなライセンスが付与されるまでは、GA 社から当社エストニアグループ会社に対する部分的な返済も金額が細ることになりますが、L 社に新たなライセンスが付与されて自由な財産処分権が取り戻されたのちに、L 社内に滞留していた返済原資の部分返済も行われていく予定です。

リストラクチャリングと 2019 年 11 月期分配に関して

2019 年 10 月 23 日配信の「ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2 号~9 号 運用状況についてのご報告」にてご報告をさせていただいております通り、GA 社及び L 社より実現可能な返済計画を受領し、すべてのローンに対して一斉にリストラクチャリングをする方針で調整を行いました。

リストラクチャリングに関しましては、2020 年 7 月 22 日を満期とし、GA 社及び L 社より行われた返済を、適宜各号に応じた元本と利息、並びに損害金の残高を基に按分をさせていただいております（2019 年 11 月期は、2019 年 11 月 25 日時点での残高を基に計算をしております）。現時点で受領している情報をもとにすると、返済に遅延はあるものの、適切な元利金の返済は行われる可能性が相応にあるものと見られます。

- 当月のファンド全体の分配額の決定に関しましては以下の計算をご参照ください。

11月分配時点（ファンド全体）

2号~9号

当初予定分配額 GEL 2,329,450・・・(1)：当初予定分配総額 ※

当月分配額 GEL 912,347・・・(2)：11月期実績分配額

※ 運用開始時に将来のキャッシュフローを想定し、当社が計算した予定分配額

当社といたしましては、ジョージア現地の小口融資事業のおかれている状況の変化とともに、GA 社および L 社の状況を引き続きモニターし、新しい情報が取得され次第、ご報告させていただく所存でございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

<会社概要（クラウドクレジット株式会社）>

【代表者】 杉山智行

【設立年月】 2013 年 1 月

【資本金等】 2,084,546 千円

【URL】 <https://crowdcredit.jp/>

第二種金融商品取引業

関東財務局長(金商)第 2809 号

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 加入